

岩手県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成29年3月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1（1）市町村名 宮古市
- （2）指定した施設の名称 宮古市金浜農漁村センター、宮古市女遊戸地区集会施設
- 2（1）市町村名 住田町
- （2）指定を取り消した施設の名称 下有住基幹集落センター、下有住地区公民館、上有住地区公民館